

自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会 の設置について

令和 5 年 8 月 24 日
自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条第 1 項に基づく小委員会として、自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会を置く。
2. 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会は、自然再興（ネイチャー・ポジティブ）の実現に向けて、民間等の活動促進につき講ずべき措置を審議する。
3. 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、部会長が指名する。
4. 自然再興の実現に向けた民間等の活動促進に関する小委員会の決議は、部会長の同意を得て自然環境部会の決議とすることができる。